## 投資サービス業(仮称)の範囲のイメージ(中間整理に即したもの)

	投資サービス業の定義	対象となる業者	備考
1	投資(金融)商品の売買(デリバティブ取引で定める	証券会社	
	ものを除く。以下同じ)	金融先物取引業者	
		信託受益権販売業者	
		抵当証券販売業者	
		商品投資販売業者	
		不動産特定共同事業者	
2	デリバティブ取引	証券会社	
		金融先物取引業者	
3	前二号に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理	証券会社	※1投資(金融)商
		金融先物取引業者	品の売買の
		信託受益権販売業者(※1)	媒介又は代
		抵当証券販売業者(※1)	理のみ
		商品投資販売業者(※1)	
		不動産特定共同事業者(※1)	
4	投資(金融)商品の募集又は私募	商品投資販売業者	
		不動産特定共同事業者	
(5)	投資(金融)商品の売出し	証券会社	
6	投資(金融)商品の募集若しくは売出しの取扱い又	証券会社	
	は私募の取扱い		
7	投資(金融)商品の引受け	証券会社	
8	投資(金融)商品清算取次ぎ	証券会社	
9	投資(金融)商品多角的取引業務(MTS)	証券会社	
10	資産運用	認可投資顧問業者	
		投資信託委託業者	
		信託会社(管理型信託会社を除	
		<)	
		指図権者	
		不動産特定共同事業者	
11)	投資助言	投資顧問業者	
12	資産管理	証券会社	
		口座管理機関	
		管理型信託会社	

13)	保険契約又は共済契約の締結の媒介又は代理	保険募集人、損害保険代理店、	※2媒介のみ
		保険仲立人(※2)	
14)	預金等の受入れを内容とする契約の締結の媒介又	銀行代理業者	
	は代理		
15)	信託契約の締結の媒介又は代理	信託契約代理店	
16)	無尽に係る契約の締結の媒介又は代理		
17)	その他前各号に類するものとして政令で定める業務		

(注)上記はあくまで「中間整理」における整理に即して機械的に当てはめたものであり、実際の具体的なあり方については今後検討。